

国別開発協力方針へのご意見募集結果
 (ご意見の概要と外務省からの回答)

意見概要	回答
<p>(国名) 南スーダン</p> <p>1 UNOCHA South Sudan Humanitarian Response Plan 2022 (March 2022)にもありますように、人道支援ニーズが継続する南スーダンにおいて、日本からの支援が選挙等ガバナンスとスポーツを通じた平和構築支援のみが今年度の重点分野とされることは非常に残念であり、2021年にも実施されていた人間の安全保障に資する支援が行われることを希望します。負の歴史を持たない日本の支援が南スーダンで歓迎されることは非常に良いことであると思いますが、現地ニーズとくに一般市民の人道ニーズをくみ上げ、人道支援が行われるよう、国連組織を通じたマルチな支援もですが、市民組織である国際 NGO が現地で現場のニーズをくみ上げた人道支援を行えるよう日本からの支援が活用されることを希望します。</p> <p>2 ○地方部における支援の重要性 「1. 当該国（地域）への開発協力のねらい」において「南スーダンでは社会・経済インフラ、基礎サービス及び非石油産業の欠如が深刻であり、特に地方部における治安の安定化や統治機構の整備が課題である。」と記載されている通り、R-ARCSS 締結以降、首都ジュバにおいては治安面での改善や統治機構の整備が一定程度見られるものの、地方部において統治機構の整備は非常に遅れている。地方行政の幹部が地域の紛争に関与しているケースさえ見られる。統治機構（地方行政）の脆弱さは治安の不安定さに影響し、多くの難民・避難民が帰還することので</p>	<p>1 本方針案 2. に記載のとおり、我が国の ODA の基本方針として、南スーダンの平和の定着及び経済の安定化を後押しするため、人間の安全保障等の観点を踏まえつつ、重点分野を柱とした支援を実施するものと定めています。これに沿って、重点分野（3）「包摂的な社会サービス」の下、「人道危機対応能力向上プログラム」及び「社会・経済活動参加促進（能力強化）プログラム」を設けており、これらのプログラムを中心に、南スーダンの人道支援ニーズに対し、NGO とも連携しながら対応していく考えです。</p> <p>2 本方針案 1. に記載のとおり、南スーダンにおいては、地方部における治安の安定化や統治機構の整備が課題の一つであると認識しており、具体的な支援の実施に当たっては、これらの課題対応への貢献を念頭に置いていきます。また、事業対象地の選定・決定に当たっては、裨益効果、効率性、要員の安全確保など様々な観点からの検討を行っています。ご意見は今後の案件検討の際の参考とさせていただきます。</p>

<p>きない状況にもつながっている。南スーダン社会経済の安定のためには農業・牧畜業・漁業を中心とする地域経済の復興が肝要だが、そのためには地方での行政の健全化や社会インフラの整備が必要不可欠である。</p> <p>従って、「3. 重点分野」の（1）（2）（3）に記載された支援を、首都のみならず地方で展開することが非常に重要である。</p> <p>しかし、「事業展開計画」を見ると支援は著しく首都ジュバに集中している。ナイル架橋、ジュバ河川港などの大型インフラをはじめ、水供給や廃棄物管理についても対象はジュバである。「人道危機対応能力プログラム」には国連機関経由で地方への支援があるものの、この項目でもっとも予算を割いている「NGO による人道支援」についてはJPF のウェブサイトを見る限り事業対象地はジュバが中心である。</p> <p>ジュバに偏重した支援を是正するため、「2. 我が国のODAの基本方針」または「4. 留意事項」に、事業対象地について地方を重視することを記載すべきではないか。</p> <p>3 「3. 重点分野」の「（3）包摂的な社会サービスの向上」には「特に、社会・経済的不均衡に影響されやすい難民、国内避難民、帰還民及び女性・若年層」を包摂すると記載されている、しかし「事業展開計画」を読むと「人口が密集する首都圏を中心に」（協力プログラム概要）とされており、個別の案件を見ても首都圏（ジュバ）の一般住民を対象にしていると思われる。重点分野の設定と具体的な案件とに齟齬があるのではないか。例えば国内避難民であれば、全国で合計 200 万人（UNOCHA）のうち、170 万人は首都圏以外で生活している。前述のコメントと重なるが、この重点分野（3）を実施するためにも、地方部の国内避難民や帰還民</p>	<p>3 ご指摘のとおり、「3. 重点分野（3）包摂的な社会サービスの向上」の下、「社会サービス提供能力向上プログラム」を設け、「人口が密集する首都圏を中心に」国民の生活環境改善を図っていく方針としています。「特に、社会・経済的不均衡に影響されやすい難民、国内避難民、帰還民」等については、「人道危機対応能力向上プログラム」の下、具体的な支援の実施を検討していくこととしております点併せて回答させていただきます。いずれにせよ、南スーダンにおける具体的な支援の実施に当たっては、NGO や国際機関とも連携しながら進めていく考えです。</p>
---	---

<p>及び女性・若年層を対象とする案件を増やすべきではないか。加えて、そうした案件を実施するために、NGO や国連機関を経由する支援をもっと拡大、活用すべきではないか。</p> <p>4 ○安全基準（ジュバを除く全土レベル 4）の見直し</p> <p>上記のコメントで指摘した「地方部での案件」を実施するためには、当然ながら日本人の事業関係者が地方に出張する必要があるが、現在は外務省の海外安全情報で首都ジュバを除く南スーダン全土が「レベル 4」であり、地方に出張できる状況になっていない。</p> <p>現在の南スーダン地方部の治安状況は、前述のような不安定さはありつつも、州都や主要都市の中には一定程度安定した状況が続いている場所も多い。国連・NGO の外国人職員も多く地方に駐在している。現地大使館が地方の安全状況の調査を行い、順次安全レベルを引き下げること検討すべきではないか。それを留意事項に記載することを提案したい。</p>	<p>4 ご意見は、外務省内関係部署に共有させていただきました。海外安全情報は、邦人の安全確保のため、中長期的な観点からその国の政治・社会情勢等を総合的に判断して発出しています。引き続き現地情勢を見極めて適切に判断しつつ、本方針に基づく具体的な支援の実施を検討して参ります。</p>
--	---